

少子化対策について

平成26年10月2日



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

教育費負担の軽減のための施策

地方創生における意義

子育てに対する不安要因である家計の教育費負担を軽減することにより、若い世代が安心して希望通り結婚・出産・子育てをすることができる社会経済環境が整備され出生率が向上し、地方における人口減少に歯止めをかける。

※教育への投資は、経済成長や将来の公的支出の抑制等にもつながる。

これまでの取組

就学前教育

- ・幼稚園就園奨励費補助
- 【低所得世帯の保護者負担の軽減】
- 【多子世帯の保護者負担軽減の拡充を実施】

各教育段階共通

- ・教育資金の一括贈与に関する贈与税非課税措置

義務教育

- ・義務教育の無償
- ・義務教育教科書無償給与
- ・就学援助

高校

- ・高等学校等就学支援金制度
- ・高校生等奨学給付金
- 【低所得世帯の高校生等の教育費負担を軽減】

大学等

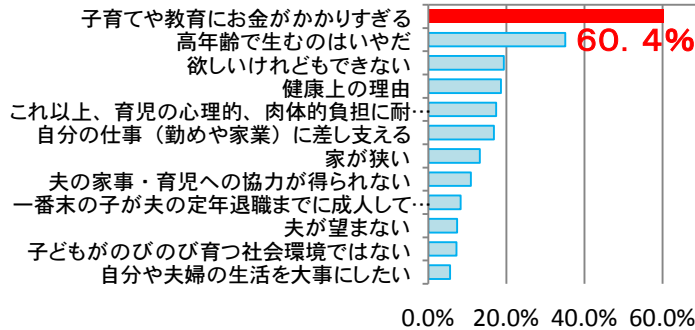
- ・授業料減免等
- ・(独)日本学生支援機構
- 大学等奨学金事業

など

課題

- 1夫婦当たりの理想子供数は**2.42人**であるのに対し、夫婦の最終的な平均出生子供数は**1.96人**にとどまる。
- 理想の子供数を持たない理由としては「**子育てや教育にお金がかかりすぎるから**」が**60.4%**と最も多い。
- 経済的負担の中でも「**学校教育費**」の負担が大きい。
- 子育てや教育についての経済的負担感は、特に地方において高い。

◆理想の子供数を持たない理由

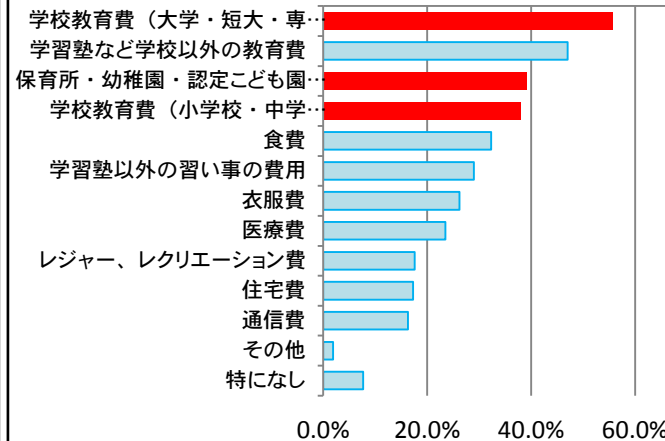


出典：国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査 結婚と出産に関する全国調査」（2010）



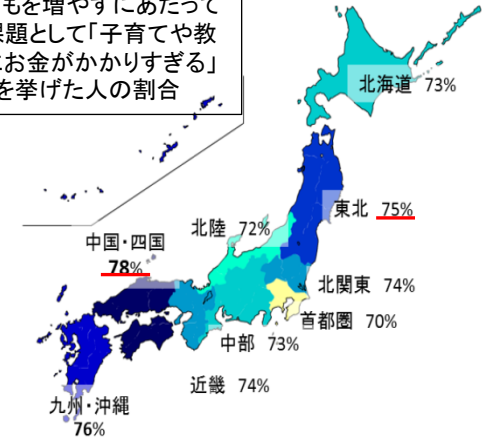
特に、第3子以降を産まない理由としては・・・**71.1%**の人が子育てや教育に対する経済的負担を挙げている

◆子育てにかかる経済的な負担として大きいと思われるもの



出典：内閣府「子ども・子育てビジョンに係る点検・評価のための指標調査」（H25）

子どもを増やすにあたっての課題として「子育てや教育にお金がかかりすぎる」ことを挙げた人の割合



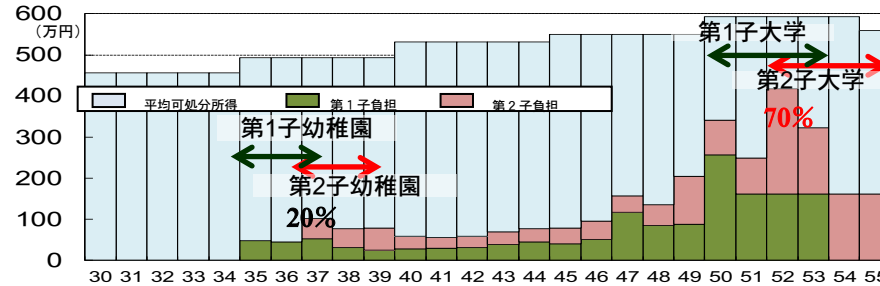
出典：松田茂樹『少子化論』より。内閣府「都市と地方における子育て環境に関する調査」のデータを筆者が分析した結果を加工。6歳以下の子どもをもつ母親の回答。

○ 国際的にみても、我が国の家計の教育費負担の割合は高い。

○ 子供2人を大学まで卒業させる場合に必要な教育費は **約2,600万円**

◆教育支出の公財政負担割合 (OECD図表で見る教育(2014年度版))

- ・就学前教育段階 **日本:45.4%** OECD平均:81.6%
- ・高等教育段階 **日本:34.5%** OECD平均:69.2%



※31歳で第1子、33歳で第2子を出産と想定。小中学校は公立、それ以外は私立の場合。

出典：文部科学省「平成24年度子どもの学習費調査」(2014年) 日本政策金融公庫「教育費負担の実態調査結果(平成24年度)」 総務省統計局「平成24年度家計調査年報」(2013年)

今後の方針

2020年のビジョン

家庭の経済状況や発達状況などにかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子供・若者、社会人が質の高い教育を受けることができる社会の実現

<実施すべき施策>

幼児教育の段階的無償化

就学援助等の充実

「高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)制度」の充実

大学・専門学校段階

幼児期

義務教育段階

高校等段階

- ・ 無利子奨学金の一層の充実
- ・ より柔軟な所得連動返還型奨学金制度の導入
- ・ 給付型支援の導入に向けた制度設計
- ・ 国公立大学生等に対する授業料減免等の充実
- ・ 専門学校生に対する授業料の負担軽減 等

教育資金の一括贈与に関する贈与税非課税措置

出産・育児後の社会参加支援の施策

課題

○地域において安心・安全に子育てできる環境整備

- ←人口減少地域において、親の就労状況で利用施設(幼稚園・保育所)が分けられると、子どもの集団が小規模化・施設運営が非効率化
- ←「小1の壁」の打破や、多様な体験・学習活動のための環境が必要であるが、放課後の支援策が不十分
- ←社会環境の変化によって地縁・血縁関係が希薄化し、保護者が子育ての悩みや不安を気軽に相談できない
- ※保護者の約4割が子育てに悩みや不安を抱えている(平成20年度文部科学省委託調査:家庭教育の活性化支援等に関する特別調査研究)。
- 一方、子育てをする人にとって、地域の支えが重要だと回答した人は約9割(平成26年度少子化社会対策白書)。

○結婚・出産等を機に離職した女性の社会参画や復職のための学び直し環境整備 ← 第一子出産を機に約6割の女性が離職

参考事例：放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に運用～山口県周南市の取組～

- ・同じ学校敷地内に放課後児童クラブと放課後子供教室の活動場所があることにより、子供たちに対して、「学びの時間」、「体験活動等の多様なプログラム」を提供。
- ・働く保護者の間では、「放課後児童クラブが同じ学校敷地内にある放課後子供教室と連携することで、子供たちが宿題や多様な体験ができ、より安心して子供を預けられた。」と好評。
- ・多様な地域人材が参画し、子供たちを中心とした地域住民の繋がり場となり、コミュニティの活性化に繋がっている。



今後の方針

○子ども・子育て支援新制度による子育て環境の充実

- 子ども・子育て支援新制度において、就労の有無にかかわらず全ての家庭が安心して子育てできる環境の充実を図るため、認定こども園への移行を希望する幼稚園等への支援や幼稚園における預かり保育の充実等。

○放課後子ども総合プランの推進

- 放課後子ども総合プランに基づき、放課後子供教室と放課後児童クラブの計画的整備を推進。平成31年度末までに、全ての小学校区(約2万カ所)で一体的に又は連携して実施、うち1万カ所以上を一体型とすることを目指す(現在600カ所)。

○家庭教育支援の充実

- 全ての小学校区等の地域の身近な場において、家庭教育・子育てに関する学びや相談の機会を提供することを目指す。

○地域における女性の社会参画や復職支援の充実

- 学び直しから地域活動参画まで総合的にサポートする地域ネットワーク形成や、大学・専修学校等での女性も学びやすいカリキュラム開発等の支援・全国展開により、子育て支援等の地域活動への参画や復職を促進。
- 子育てをしながら、地域で活躍する女性研究者の増加を図るため、支援の多様化・柔軟化と複数機関の連携による取組を進める。

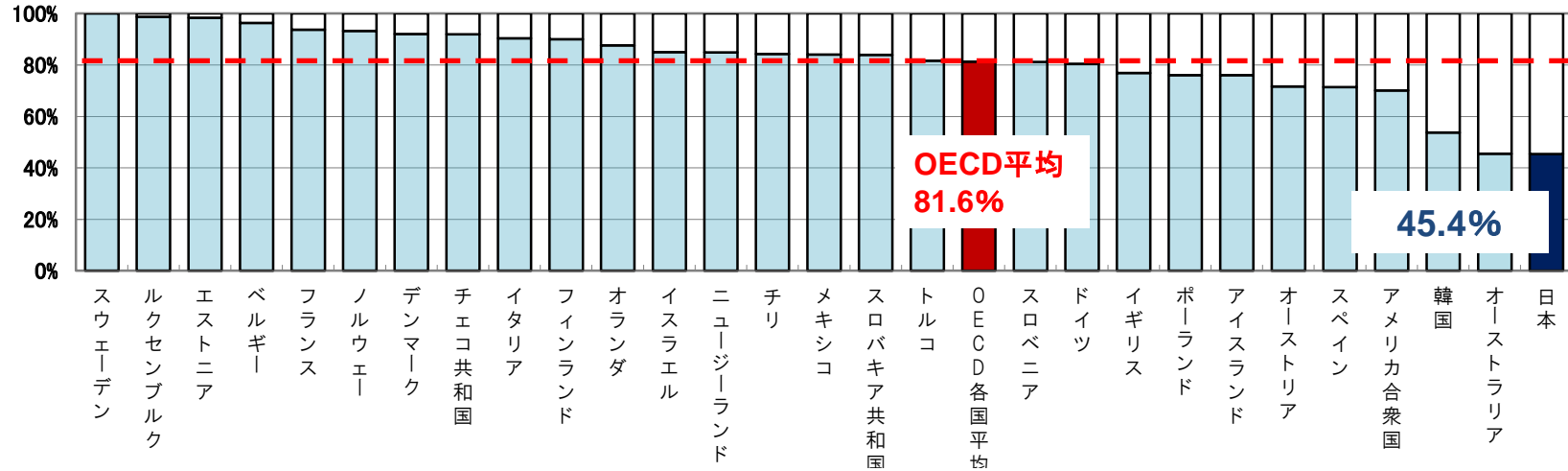
➡地域において安心して子育てができる環境が醸成され、若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現。出生率低下の抑制へ。

参 考 资 料

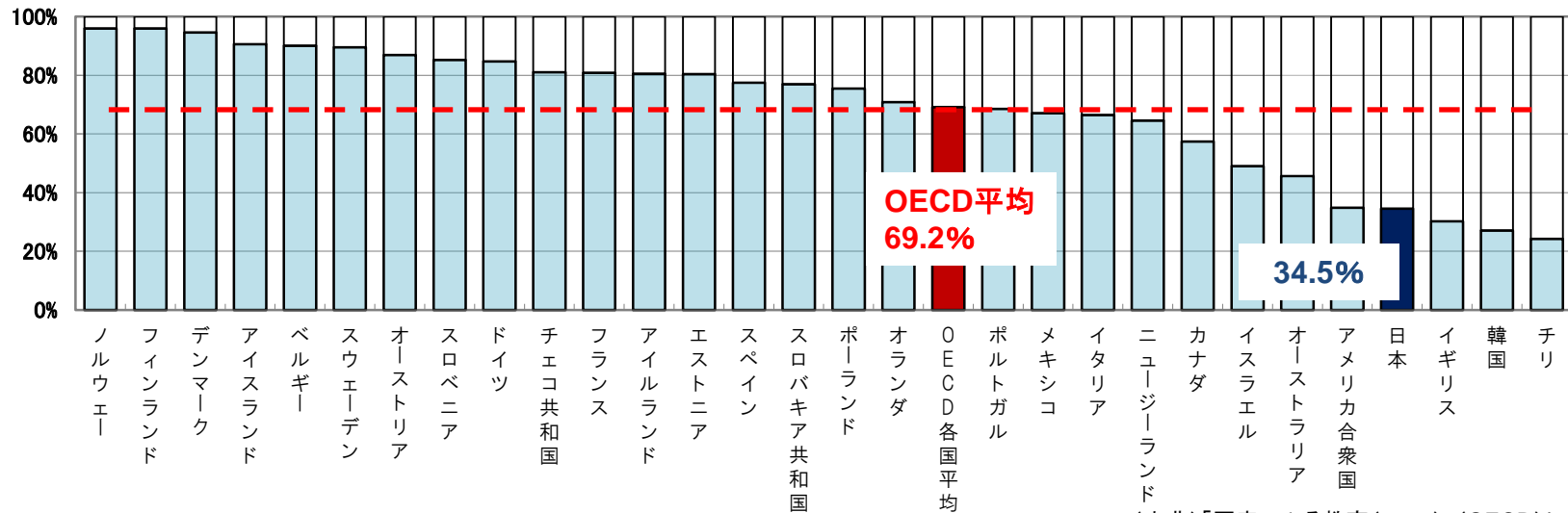
教育費の公財政負担割合

○我が国は国際的に教育費に占める家計負担の割合が大きく、特に就学前教育及び高等教育段階が顕著。

就学前教育段階



高等教育段階



(出典)「図表でみる教育(2014)」(OECD)に基づき作成。

年齢層別の教育費等の主な負担軽減策

(注)金額は平成26年度予算に基づき作成。復興特別会計を除く。

年齢 0 3 6 9 12 15 18 22歳

[幼稚園]

[小学校]

[小学校]

[中学校]

[高校等]

[大学等]

[大学院]

幼稚園就園奨励費補助

※無償化に向けた段階的取組

・生活保護世帯の保護者負担を無償化
・第2子の保護者負担を半額にした上で所得制限を撤廃し、第3子以降についても所得制限を撤廃

平均保育料
公立：79,000円
私立：308,000円

義務教育の無償

(国公立学校における義務教育は無償(授業料不徴収))

義務教育教科書無償給与

(教科書費平均：小学校3.3千円、中学校4.8千円/年)

就学援助

(学用品、学校給食、修学旅行費等。7万3千円/年)
※準要保護の平均
(※平成24年度実績)

特別支援教育就学奨励費

(学用品、学校給食、修学旅行費、寄宿舎居住経費、帰省費等)

児童手当

(3歳未満：1万5千円/月、3歳以上：第2子まで1万円/月、第3子以降1万5千円/月、中学生：一律1万円/月)

就学支援金制度※

市町村民税の所得割額が30万4,200円(年収910万円程度)未満の世帯の高校生に対する授業料への支援として、年間約12万円の就学支援金を支給。私立の低所得世帯には所得に応じ、1.5倍から2.5倍額を支給 *

高校生等奨学給付金

非課税世帯の生徒に対して、授業料以外の教育費負担を支援(約3~14万円/年) *

奨学金事業※(貸与型)

高校奨学金として全都道府県で実施(月額例 自宅：国公立1.8万円、私立3万円)

授業料の減免

(・すべての国立大学法人に減免制度あり。運営費交付金の算定にあたって考慮)
(・私立大学が行う減免措置に対して、国が1/2以内を補助)

(独)日本学生支援機構奨学金事業※

(・無利子(私立大学自宅外)：3.64万円/月から選択)
(・有利子(大学)：3.5,8,10,12万円/月から選択)

業績優秀者返還免除

給与型の経済的支援

(・TA(ティーチング・アシスタント)：一人当たり0.8万円/月)
(・RA(リサーチ・アシスタント)：一人当たり7.5万円/月)
(※平成23年度実績)

日本人留学生に対する経済的支援※

高校生留学促進事業
(長期：1人30万円×300人、短期：1人10万円×1,300人)

・奨学金支給等による経済的負担の軽減
(長期：250人、短期：20,000人)(6~14.8万円/月 他)
・貸与奨学金による経済的負担の軽減

トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム※
(1,000人程度/年)(12~20万円/月 他)

扶養控除※

(所得税：38万円、住民税：33万円の所得控除)

特定扶養控除※

(所得税：63万円、住民税：45万円の所得控除)

勤労学生控除※

(所得税：27万円、住民税：26万円の所得控除)

教育資金一括贈与※

(入学金、授業料、入園料、保育料、学用品の交流費や修学旅行費等の教育に伴って必要な費用など) (30歳までが対象)

*平成26年度入学者から適用 ※は専修学校生も対象としている。

学校への
主な支援

義務教育費国庫負担金 1兆5322億円

国立大学法人運営費交付金
1兆1123億円

私立高等学校等経常費助成費等補助 1040億円

私立大学等経常費補助 3184億円

地方財政措置(公立学校)

教育費負担軽減策に係る平成27年度概算要求のポイント

○幼児教育に係る保護者負担の軽減(無償化に向けた段階的取組)

事項要求

- ・「幼児教育無償化に関する関係閣僚・与党実務者連絡会議」で取りまとめられた方針を踏まえ、「環境整備」と「財源確保」を図りつつ、5歳児から段階的に無償化に向けた取組を進めることとし、その対象範囲や内容等については予算編成過程において検討することとされているため、事項要求とする。

○義務教育段階における就学支援の充実

25億円(17億円増)

◇学習活動支援費補助の創設14億円(新規)

家庭における学習活動を支援するため、低所得世帯に対して、学習活動支援費(辞書・事典の購入費等)補助を創設。(補助率1/2)

◇学校支援地域本部を活用した中学生への学習支援3億円(新規)

特に、学習が遅れがちなどの中学生を対象として、大学生や教員OBなどの地域住民の協力による原則無料の学習支援(地域未来塾)を新たに実施。2,000箇所
等

○高等学校等就学支援金等

3,835億円(△87億円)

- ・高等学校等就学支援金制度等を着実に実施するとともに、高校生等への修学支援の充実を図る。

◇高等学校等就学支援金等 3,748億円

高等学校等に在籍する生徒等に対して、高等学校等就学支援金を支給することにより、家庭の教育費負担を軽減を図る。

- ①支給上限は年額118,800円。私立高校に通う低所得世帯及び中所得世帯の生徒等には、所得に応じて59,400円～178,200円を加算して支給。
- ②年収910万円以上程度の世帯の生徒等について所得制限を設定。
- ③平成26年3月以前から引き続き高等学校等に在学する者には、従前の制度を適用。

◇その他の高校生等への修学支援32億円

- ①特別支援教育就学奨励費の充実
 - ②海外の日本人高校生への支援
 - ③学び直し等への支援
 - ④家計急変世帯への支援
 - ⑤高等学校奨学金事業の強化支援経費(新規)
- 等

○高校生等奨学給付金

116億円(87億円増)

- ・高等学校等就学支援金制度に所得制限を導入することにより捻出された財源を活用して、高校生等奨学給付金を拡充し、非課税世帯における第1子と第2子以降の給付額の差を解消することで、低所得世帯への更なる教育費負担の軽減を図る。(補助率1/3)

※給付額(年額)

第1子37,400円～38,000円→126,000円～147,200円(改定)

第2子以降126,000円～147,200円

○大学等奨学金事業の充実(無利子奨学金事業)

871億円(195億円増)

[復興特別会計45億円(△23億円)]
【事業費3,196億円(197億円増)】
[被災学生等分48億円]

・意欲と能力のある学生等が、経済的理由により進学等を断念することがないよう、安心して学ぶことができる環境の整備。

◇「有利子から無利子へ」の流れの加速(無利子奨学金事業の拡充)

貸与基準を満たす希望者全員への貸与の実現を目指し、無利子奨学金の貸与人員を増員し、奨学金の「有利子から無利子へ」の流れを加速。

<貸与人員>

無利子奨学金44万1千人→47万1千人 $\left(\begin{array}{l} 3万人増※ \\ ※うち新規貸与者の増員分2万人 \end{array} \right)$
(有利子奨学金95万7千人→93万9千人(1万8千人減))

◇より柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」の導入に向けた対応の加速

奨学金の返還の負担を軽減し、返還者の状況に応じてきめ細やかに対応するため、所得の捕捉が容易となる社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入を前提に、返還月額が卒業後の所得に連動するより柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」の導入に向けて、詳細な制度設計を進めるとともにシステムの開発・改修に着手する等の対応を加速。

○国立大学・私立大学等の授業料減免等の充実

398億円(23億円増)

[復興特別会計26億円(△16億円)]

◇国立大学の授業料減免等の充実 307億円(13億円増)

免除対象人数:約0.3万人増(26年度約5.4万人→27年度約5.7万人)

※意欲と能力ある学生が経済状況にかかわらず修学の機会を得られるよう、授業料免除枠を拡大するとともに、学内ワークスタディへの支援を行う。

◇私立大学の授業料減免等の充実 86億円(5億円増)

減免対象人数:約0.3万人増(26年度約3.9万人→27年度約4.2万人)

※私立大学等が経済的に修学困難な学生を対象に実施している授業料減免について、第三子以降の学生に対する支援の充実を図るとともに、学内ワークスタディ等への支援など、学生の経済的負担軽減のための多様な支援策を講じる大学等を支援。

◇専門学校生の授業料等負担軽減事業 5億円(新規)

意欲と能力のある専修学校専門課程(専門学校)の生徒が経済的理由により修学を断念することなく安心して学べるよう、特に経済的に修学困難な私立専門学校の生徒に対して、授業料等の経費の一部を支援し、修学にかかる経済的負担を軽減する。

対象人数:約0.4万人

幼児教育に係る保護者負担の軽減（無償化に向けた段階的取組）（幼稚園就園奨励費補助）

（平成25年度予算額）	23,538百万円）
平成26年度予算額	33,905百万円
（対前年度）	10,367百万円増）

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、すべての子供に質の高い幼児教育を保障するため、幼児教育に係る保護者負担を軽減し、無償化に段階的に取り組む。平成26年度については、幼稚園と保育所の「負担の平準化」を図ることとし、「幼稚園就園奨励費補助」において低所得世帯と多子世帯の保護者負担の軽減を行う。

※幼稚園就園奨励費補助（補助率：1/3以内）

幼児教育の振興を図る観点から、保護者の所得状況に応じた経済的負担の軽減等を図る「幼稚園就園奨励事業」を実施している地方公共団体に対し、国が所要経費の一部を補助する。

1. 低所得世帯の保護者負担軽減

保育所と同様に、生活保護世帯の保護者負担を無償にする。

（無償となるよう、保育料の全国平均単価「公立：79,000円、私立：308,000円」まで補助を可能にする。）

（階層区分）

（26年度）

【公立】生活保護世帯 **79,000円（59,000円増）保護者負担を無償**

市町村民税非課税世帯、
市町村民税所得割非課税世帯
（年収約270万円まで）

20,000円（前年度同額）

【私立】

第Ⅰ階層：生活保護世帯 **308,000円（78,800円増）保護者負担を無償**

第Ⅱ階層：市町村民税非課税世帯 199,200円（前年度同額）

（市町村民税所得割非課税世帯を含む）
（年収約270万円まで）

第Ⅲ階層：市町村民税所得割課税額
（77,100円以下）世帯（年収約360万円まで） 115,200円（前年度同額）

第Ⅳ階層：市町村民税所得割課税額
（211,200円以下）世帯（年収約680万円まで） 62,200円（前年度同額）

※金額は、第1子の場合の補助単価(年額)

※市町村民税所得割課税額(補助基準額)及び年収は、夫婦(片働き)と子供2人世帯の場合の金額であり、年収はおおまかな目安。

2. 多子世帯の保護者負担軽減の拡充

保育所と同様に、第2子の保護者負担を半額にした上で所得制限を撤廃し、第3子以降についても所得制限を撤廃する。

●幼稚園に同時就園している場合

第2子 0.5 **（所得制限を撤廃）**

第3子以降 0.0 **（所得制限を撤廃済）**

●小学校1～3年生の兄・姉がいる場合

第2子 0.75 → **0.5**

（保護者負担を半額、所得制限を撤廃）

第3子以降 0.0 **（所得制限を撤廃）**

※数値は、第1子の保護者負担割合を[1.0]とした場合の第2子以降の概ねの保護者負担割合である。

※無償となる保育料の上限は、保育料の全国平均単価（公立：79,000円、私立：308,000円）

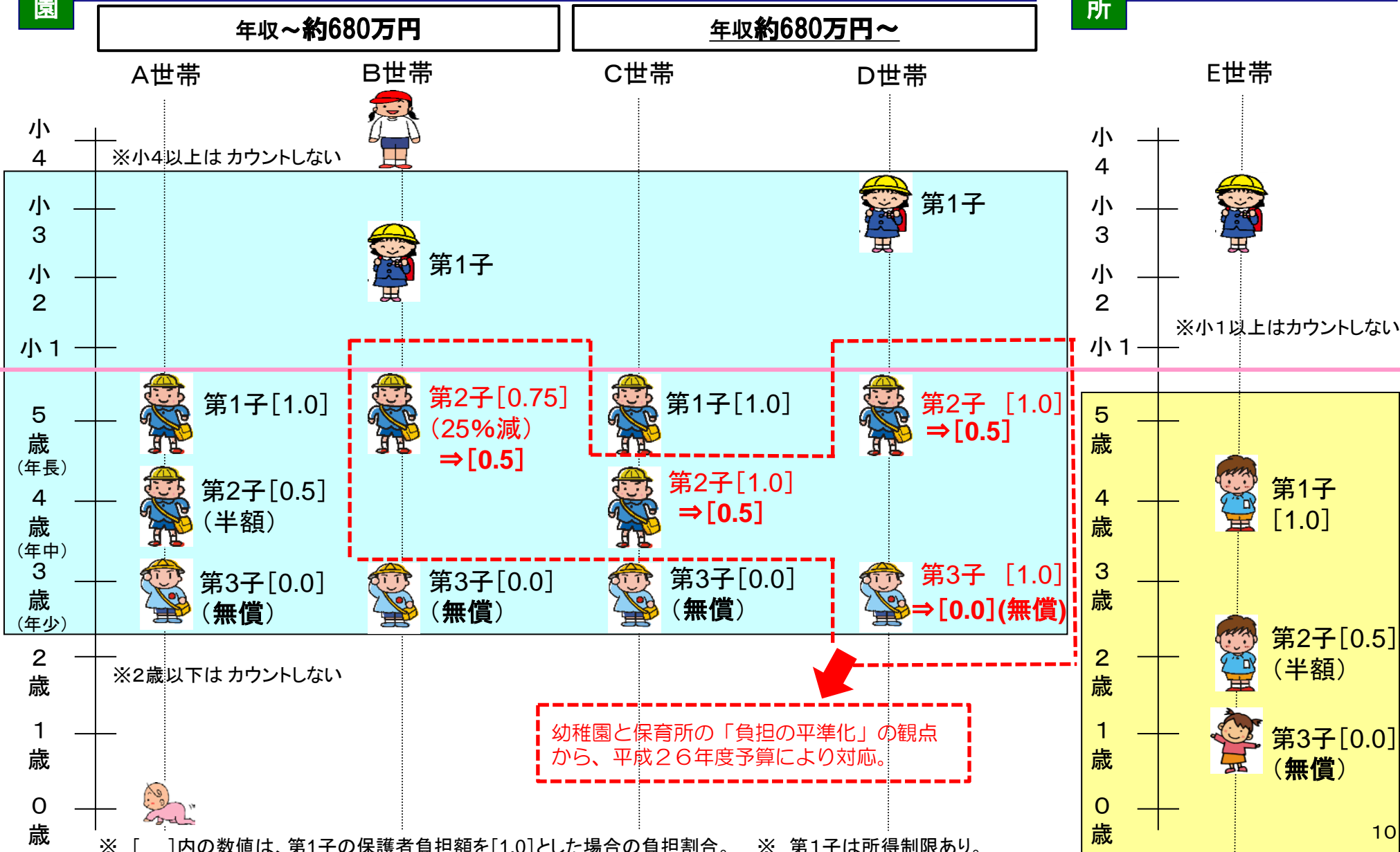
多子世帯の保護者負担の軽減(幼稚園と保育所との比較)

幼稚園

所得制限:原則あり(年収約680万円程度まで)(~平成25年度)
 →第2子、第3子以降の所得制限を撤廃(平成26年度~)

保育所

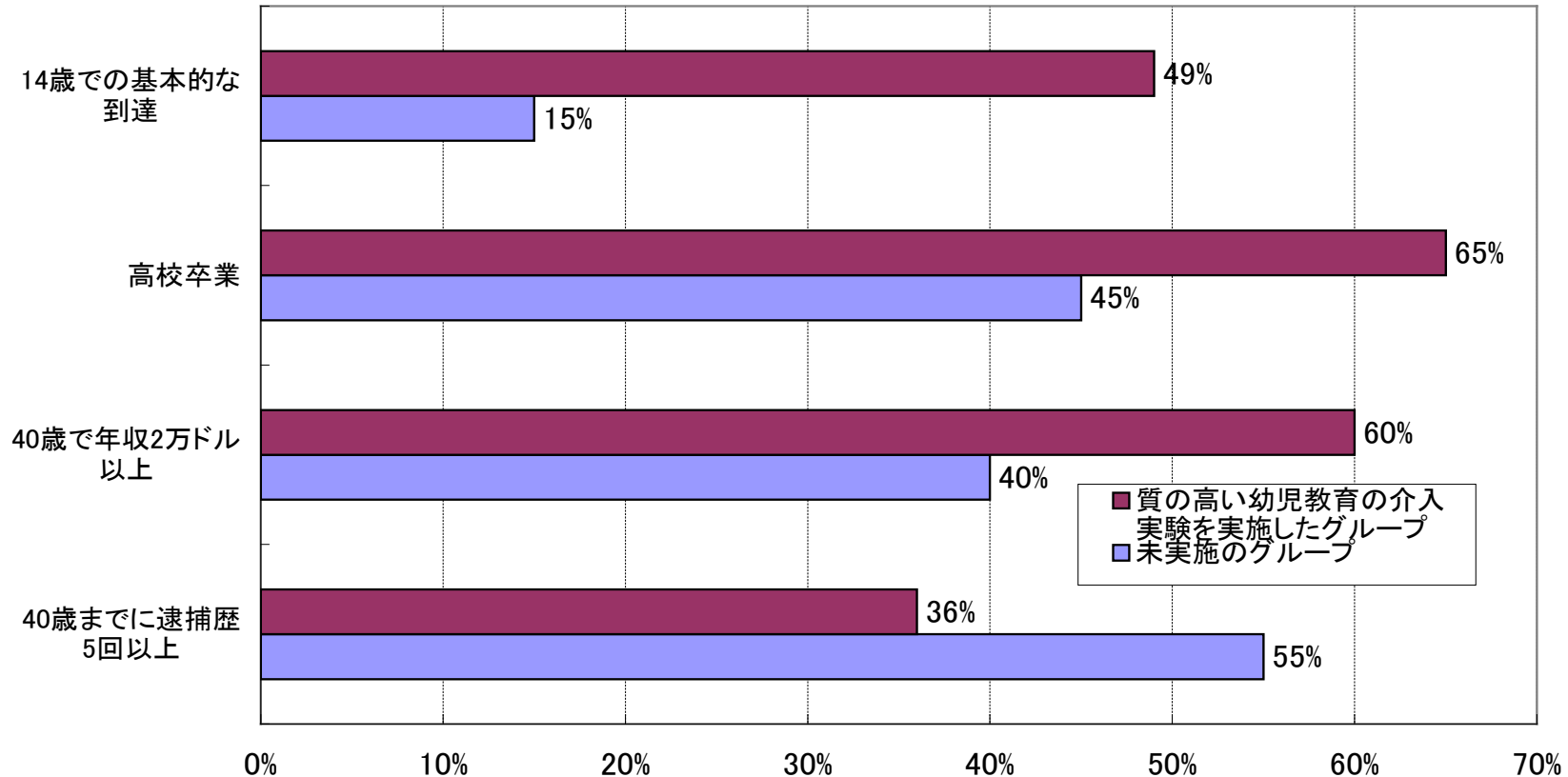
所得制限:なし
 (全世界帯が対象)



幼児教育への投資の効果

幼児期の教育は生涯にわたる学習の基盤を形成するものである。

質の高い幼児教育を受けることにより、その後の学力の向上や、将来の所得向上、逮捕歴の低下等につながるという調査結果が示されている。（ペリー就学前計画※の結果による）



出典： Heckman and Masterov (2007) “The Productivity Argument for Investing in Young Children”

※「ペリー就学前計画」とは、1960年代のアメリカ・ミシガン州において、低所得層アフリカ系アメリカ人3歳児で、学校教育上の「リスクが高い」と判定された子供を対象に、一部に質の高い幼児教育を提供し、その後約40年にわたり追跡調査を実施しているもの

より柔軟な『所得連動返還型奨学金制度』の導入に向けた対応の加速 ～ マイナンバー制度の導入にあわせて平成29年度進学者から新しい方式で！ ～

施策内容

非正規雇用の増加等により、高等教育機関を卒業した30代から50代の者のうち、**約3割が、年収300万円を下回る状況。**



奨学金の返還についても、時代の変化に応じ、従来の返還方式に加え、**卒業後の年収に応じて無理なく返還できる仕組みを導入。**

モデルケース

○ 貸与種別

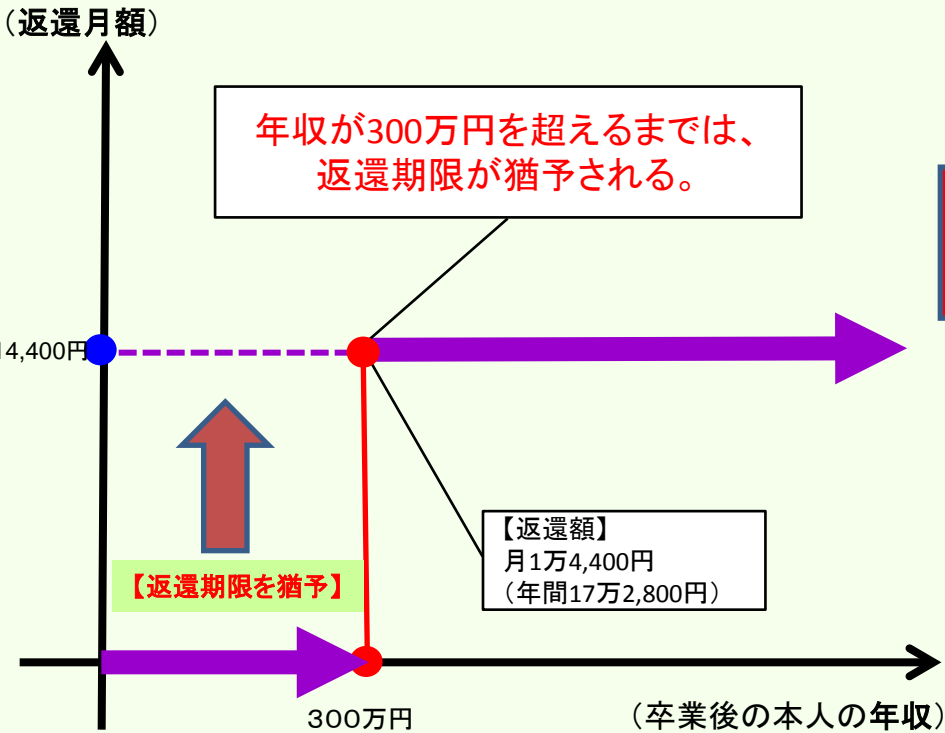
無利子奨学金「私立大学・自宅通学」

○ 貸与総額

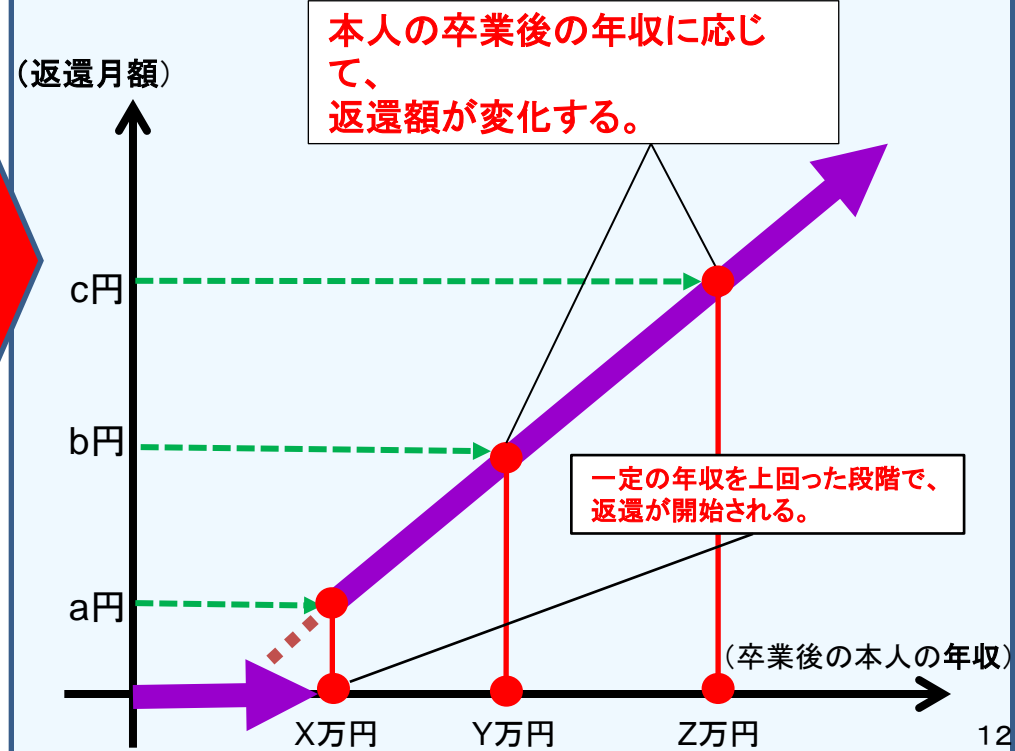
5.4万円/月×12月×4年=259.2万円

現行制度

(所得連動返還型無利子奨学金制度)



改正後のイメージ

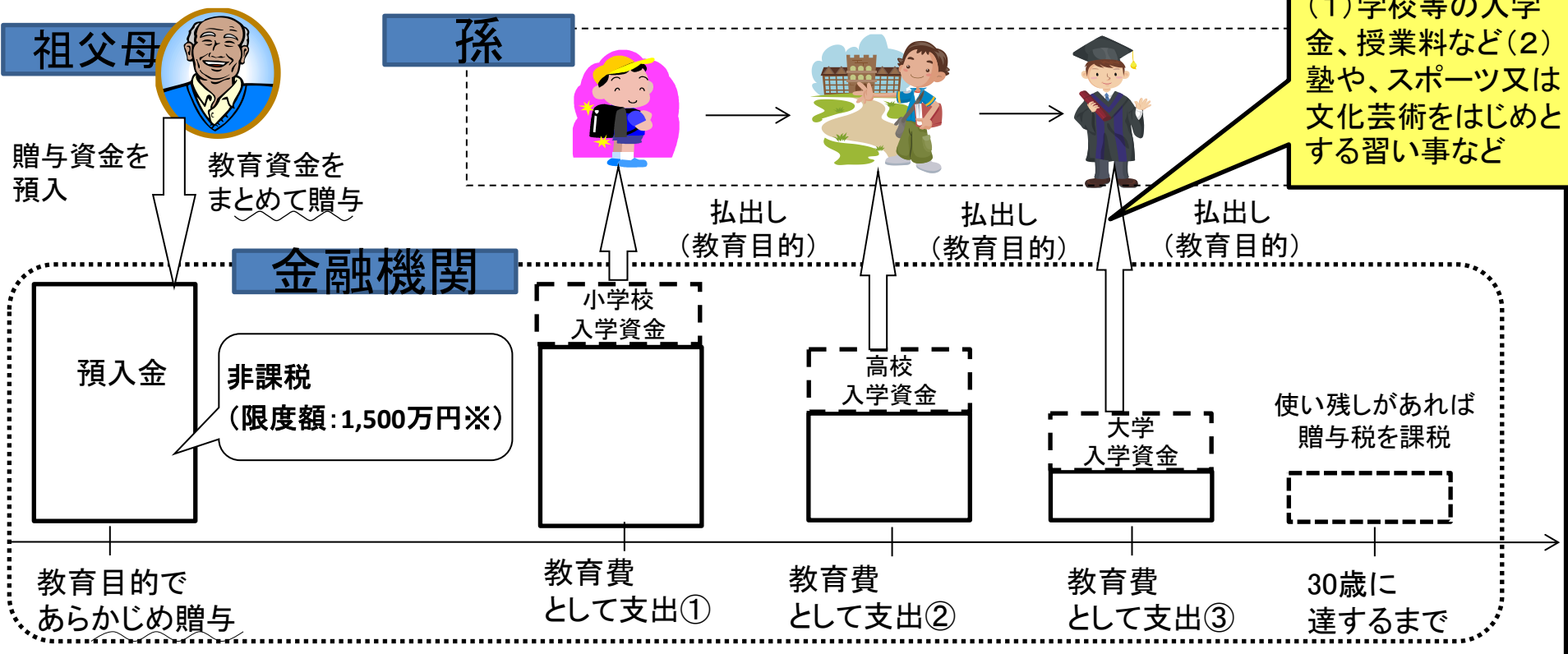


教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

制度の概要

- 祖父母(贈与者)は、子・孫(受贈者)名義の金融機関の口座等に、教育資金を一括して拠出。この資金について、子・孫ごとに1,500万円※を非課税とする。
- 教育資金の用途については、金融機関が領収書等をチェックし、書類を保管。
- 孫等が30歳に達する日に口座等は終了。
- 平成25年4月1日から平成27年12月31日までの3年間の措置。

制度の流れ



※ 学校等以外の者(塾や習い事など)に支払われるものについては、500万円を限度とする。

子ども・子育て支援新制度の概要

認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育など
共通の財政支援

地域の実情に応じた
子育て支援

施設型給付

認定こども園 0～5歳

幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、
学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園
3～5歳

保育所
0～5歳

※私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実
施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁

地域型保育給付

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

地域子ども・子育て支援事業

- ・利用者支援事業(新規)
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育訪問支援事業等
- ・子育て短期支援事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業
- ・延長保育事業
- ・病児保育事業
- ・放課後児童クラブ
- ・妊婦健診
- ・実費徴収補足給付事業(新規)
- ・多様な主体参入促進事業(新規)

趣旨・目的

- 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進める

国全体の目標

- 平成31年度末までに
 - 放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備
(約90万人⇒約120万人)
・新規開設分の約80%を小学校内で実施
 - 全小学校区(約2万か所)で一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施
(約600か所⇒1万か所以上)を目指す
※小学校外の既存の放課後児童クラブについても、ニーズに応じ、余裕教室等を活用
※放課後子供教室の充実(約1万カ所⇒約2万カ所)

国全体の目標を達成するための具体的な推進方策

学校施設を徹底活用した実施促進

- 学校施設の活用にあたっての責任体制の明確化
 - ・実施主体である市町村教育委員会又は福祉部局等に管理運営の責任の所在を明確化
 - ・事故が起きた場合の対応等の取決め等について協定を締結するなどの工夫が必要
- 余裕教室の徹底活用等に向けた検討
 - ・既に活用されている余裕教室を含め、運営委員会等において活用の可否を十分協議
- 放課後等における学校施設の一時的な利用の促進
 - ・学校の特別教室などを学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯に活用するなど、一時的な利用を積極的に促進

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施

- 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の考え方
 - ・全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるもの
 - 全ての児童と一緒に学習や体験活動を行うことができる共通のプログラムの充実
 - 活動プログラムの企画段階から両事業の従事者・参画者が連携して取り組むことが重要
 - 実施にあたっては、特別な支援を必要とする児童や特に配慮を必要とする児童にも十分留意
 - 放課後児童クラブについては、生活の場としての機能を十分に担保することが重要であるため、市町村が条例で定める基準を満たすことが必要



放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携による実施

- 放課後児童クラブ及び放課後子供教室が小学校外で実施する場合も両事業を連携
 - ・学校施設を活用してもなお地域に利用ニーズがある場合には、希望する幼稚園などの社会資源の活用も検討
 - ・現に公民館、児童館等で実施している場合は、引き続き当該施設での実施は可能



市町村及び都道府県の取組

- 国は「放課後子ども総合プラン」に基づく取組等について次世代育成支援対策推進法に定める行動計画策定指針に記載
- 市町村及び都道府県は、行動計画策定指針に即し、市町村行動計画及び都道府県行動計画に、
 - ・平成31年度に達成されるべき一体型の目標事業量
 - ・小学校の余裕教室の活用に関する具体的な方策などを記載し、計画的に整備
- ※行動計画は、子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定も可

市町村及び都道府県の体制等

- 市町村には「運営委員会」、都道府県には「推進委員会」を設置し、教育委員会と福祉部局の連携を強化
- 「総合教育会議」を活用し、首長と教育委員会が、学校施設の積極的な活用など、総合的な放課後対策の在り方について十分協議

※国は「放課後子ども総合プラン」に基づく市町村等の取組に対し、必要な財政的支援策を毎年度予算編成過程において検討



家庭教育支援の取組（「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」で実施）

身近な地域において、すべての親が安心して家庭教育を行えるよう、地域人材の養成や、家庭教育支援チームの組織化、学校等との連携により、保護者への学習機会の提供や相談対応等の支援活動を実施するほか、家庭教育支援員の配置による家庭教育支援体制の強化を図る。

子育て経験者など地域の多様な人材

参画

地域人材の養成

子育てサポーター リーダー等の養成

- 支援活動の企画・運営、
- 関係機関・団体との連携等を担う中核的人材を養成



課題について意見交換

連携の仕組みづくり

家庭教育支援チームの組織化

家庭教育支援員などの地域人材を中心としたチームの組織化

- 学習機会や親子参加行事の企画
- 家庭や地域の状況に応じた支援をコーディネート

【チーム員構成例】

子育てサポーターリーダー、元教員、民生委員、児童委員、保健師 等



学校等を活動拠点に
支援内容を検討

家庭教育支援拠点機能の整備

家庭教育支援員の配置

地域の身近な小学校等に家庭教育に関する情報提供や相談対応等を専任で行う家庭教育支援員を配置し、家庭教育支援体制を強化

【家庭教育支援員例】

PTA経験者、元教員、元保育士、民生委員、児童委員 等

家庭教育を支援する様々な取組を展開

学習機会の効果的な提供

就学時健診や保護者会、参観日など、多くの親が集まる機会を活用した学習機会、親子参加行事等の実施

【講座例】

- 小学校入学時講座
- 思春期の子供の心の理解
- 父親の家庭教育参加促進
- 携帯電話やインターネットに関する有害情報対策



中学校内での親子携帯講座

情報提供や相談対応

悩みを抱える保護者、仕事で忙しい保護者など、様々な家庭の状況に応じて、家庭教育支援チームによる情報提供や相談対応を実施

【支援活動例】

- 家庭教育支援チームによる情報提供や相談対応
- 企業訪問による出前講座
- 空き教室を活用した交流の場づくり

学び直し支援による“女性の活躍”総合的推進体制の整備

女性の学び直しを支援し、一旦、離職した主婦等が、地域活動参画から起業・再就職などにより活躍する、女性のキャリア形成の仕組みの構築に向けた総合的推進体制を整備する。

「日本再興戦略」改訂2014—未来への挑戦—(抜粋)
(平成26年6月24日閣議決定)

⑨「女性活躍応援プラン(仮称)」等の実施
育児等の経験を生かして主婦等が現場で能力を最大限発揮できるよう、…(略)…学び直しの地域ネットワークの創設など総合的推進体制を整備する。具体的には、①家事・育児・介護等で地域貢献を希望する方、②正社員や保育士等として再就職を希望する方、③起業・NPO等の立ち上げを希望する方向けにマザーズハローワークや学び直し支援、トライアル雇用や創業スクール等の取組を進める。

②ニーズに合った学び直し講座を紹介
(学習施設、学習内容、イベント等)

1. 学び直し講座に参加

- ◆ コミュニケーション講座
- ◆ PC講座
- ◆ 希望する地域活動に必要な知識・技能
- ◆ 不安の解消、仲間づくり等

子育て等の経験を活かして社会で活躍したいけど、どうすればいいの？

①まずは、窓口で相談受付。
本人の希望と地域で提供されている学び直し講座、地域活動の場の情報をもとに対応



③ニーズに合った地域活動の場をマッチング

2. 学び直しを活かして地域活動の場で活躍

- ◆ 放課後子供教室
- ◆ 学校支援地域本部
- ◆ 家庭教育支援チーム
- ◆ 観光ボランティア
- ◆ NPO法人、ボランティア 等

NPO法人を立ち上げたり、活動団体・組織の中心して、更なる活躍！

④専門的な学び直しに関する情報提供

3. 専門性を高めるための学び直し

- ◆ 専門的な知識・技能の修得
- ◆ 専門的な資格取得

活動に必要な知識・技能をもっと専門的に学びたい！

⑤ハローワーク等と連携し、キャリアアップをサポート

4. 起業したり、再就職したりして活躍！

- ◆ マザーズハローワーク
- ◆ 起業スクール 等

地域で輝く女性の学び直し応援ネットワーク協議会

学び直しや地域活動に関する地域の機関・団体がネットワークを形成。女性サポートコンシェルジュを活用して女性の学び直しから地域活動参画までを総合的にサポート



地域で輝く女性の学び直し応援事業

27年度要求額 97百万円（新規）

結婚・出産、介護等を機に離職した主婦等を対象に、ボランティア、NPO、ソーシャルビジネス等による地域活動を行うために必要な“学び直し”を支援するため、地域における関係機関・団体のネットワーク形成の構築や当該ネットワークによる女性の学び直しから地域活動参画までの総合的なサポート活動を支援する。

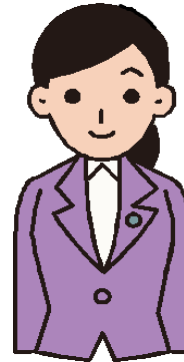
【現状】

- 一旦、離職した女性が、前職と同様の職場へ再就職することは難しく、主婦経験が長いほど「社会復帰」が困難な状況となっている。また、再就職の希望とは別に、社会に貢献することを望んでいる女性の割合は、男性よりも多い。
- 近年、地域活動（子育て・教育、まちづくり・観光等）の需要は高まっている。また、地域における男女共同参画を推進する上で、地域活動への女性の参画は、ますます重要となってきた。

【課題】

- 意欲のある女性に対して、十分に情報を提供できていない。
- 学び直しの提供主体と地域活動の場の提供主体との連携が弱いため、ミスマッチが起きている。
- 先進的な取組を行っている地域においても、関係する複数の機関・団体を取り込んだ連携体制の構築まではできていない。

→地域において、女性の力を十分に活用できていない。

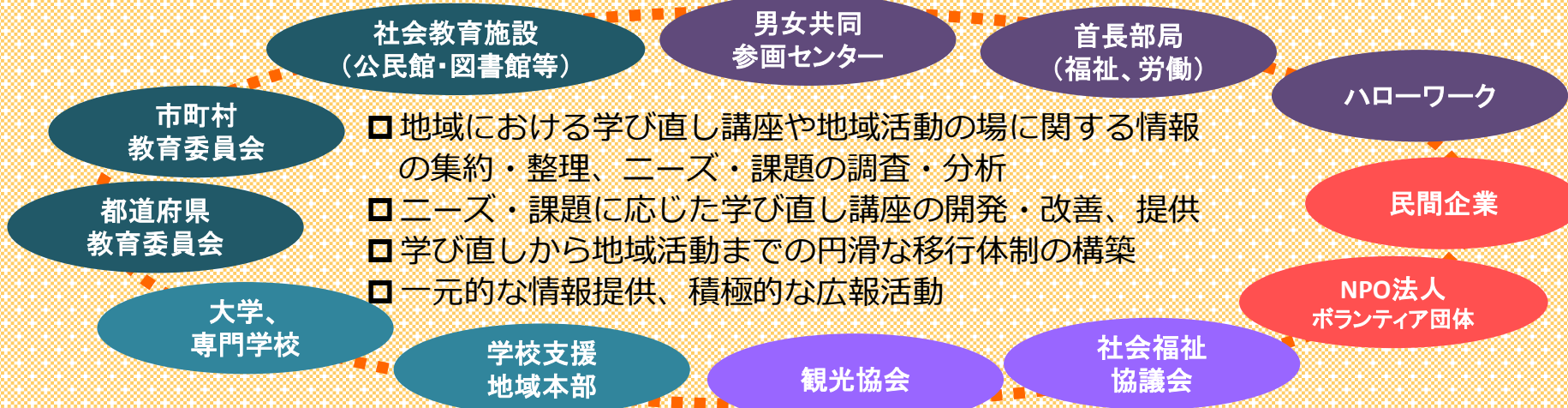


【コンシェルジュの主な業務】

- 一元的な情報提供、積極的な広報活動
- 個人に対するきめ細やかな相談対応、学び直し講座や地域活動へのマッチング（学びと活動のつなぎをサポート）
- 学び直し講座と地域活動の場の連携調整
- ネットワーク協議会の円滑な運営をサポート

有識者会議において、各地域の活動に助言等を行うとともに、活動の成果を評価・検証し、全国へ普及する。

女性の学び直しから地域活動参画までを、**女性サポートコンシェルジュ**を活用して総合的にサポート



地域で輝く女性の学び直し応援ネットワーク協議会

支援箇所数：10箇所

成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進

(前年度予算額: 1,679百万円)
平成27年度要求額: 2,390百万円

(背景)

【「日本再興戦略」改訂2014-未来への挑戦- (平成26年6月24日閣議決定)】

一. 日本産業再興プラン

- 緊急構造改革プログラム (産業の新陳代謝の促進) iii) サービス産業の生産性向上
 - サービス産業の革新的な経営人材の育成を目指した大学院・大学における、サービス産業に特化した実践的経営プログラムや、専門学校等における実践的教育プログラムを開発・普及
- 雇用制度改革・人材力の強化 i) 女性の活躍推進
 - 「女性の活躍応援プラン (仮称)」等の実施
 - ～ 具体的には、①家事・育児・介護等で地域貢献を希望する方、②正社員や保育士等として再就職を希望する方、③起業・NPO等の立ち上げを希望する方向けに、マザーズハローワークや学び直し支援、トライアル雇用や創業スクール等の取組を進める。

【経済財政運営と改革の基本方針2014～デフレから好循環拡大へ～ (平成26年6月24日閣議決定)】

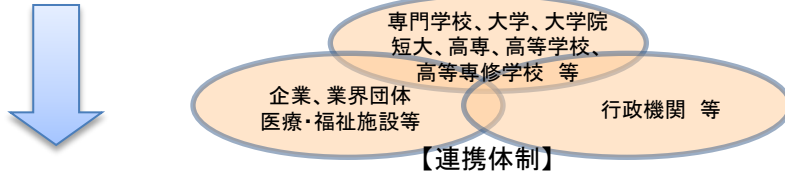
- 女性の活躍、教育再生を始めとする人材力の充実・発揮
 - 教育再生の実行とスポーツ・文化芸術の振興 (教育再生)
 - …さらに、高度な職業教育のための専門学校支援を推進する。
 - 複線的なキャリア形成の実現など若者等の活躍推進 (生涯を通じて能力発揮できる人材育成…)
 - 新しい技術や産業に適応しつつ生涯を通じて能力発揮できるよう、人材育成や職業訓練の抜本的拡充、産業側・企業側ニーズに合致した質の高い職業訓練の実施、学び直し機会の充実…など、自らの専門性を高める能力開発を行うことが出来る環境整備を進める。

(事業の趣旨)

専修学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、高等学校等と産業界等が産学官コンソーシアムを組織し、その下で職域プロジェクトを展開し、協働して、就労、キャリアアップ、キャリア転換を目指す社会人、生徒・学生、育児休業中・子育てのために離職している女性等に必要な実践的な知識・技術・技能を身につけるための学習システム等を構築する。そのような取組を通じて、成長分野等における中核的専門人材や高度人材の養成を図る。

産学官コンソーシアム (分野別)

企業・業界団体等のニーズを踏まえた養成すべき人材像を設定・共有し、各職域プロジェクトの進捗管理・評価等を行う。



【成長分野の例】

「環境・エネルギー」「食・農林水産」「医療・福祉・健康」「クリエイティブ」「観光」「IT」「社会基盤」「工業」「経営基盤強化」等

職域プロジェクト

全国的な標準モデルカリキュラム等の開発・実証

産学官コンソーシアムの方針等を踏まえ、各分野・職域の全国的な標準モデルカリキュラム等を開発・実証。

- | | | |
|---------------------------------|------------------------------------|----------------------------------|
| ○ 環境・エネルギー分野…「建築・土木・設備」「自動車整備」 | ○ 食・農林水産分野…「6次産業化プロデューサー」「アグリビジネス」 | ○ 医療・福祉・健康分野…「介護」「看護」「保育」「食・栄養」 |
| ○ クリエイティブ分野…「ファッション」「美容」「アニメ人材」 | ○ 観光分野…「インバウンド」「ツアープランナー」 | ○ IT分野…「クラウド」「情報セキュリティ」「スマホ・アプリ」 |
| ○ 社会基盤分野…「次世代国内インフラ」「インフラ海外展開」 | ○ 工業分野…「防災都市工学」 | ○ 経営基盤強化分野…「企業会計」「記録情報管理」等 |

地域版学び直し教育プログラムの開発・実証

開発した全国的な標準モデルカリキュラム等を活用し、各地域の専修学校・大学等において、地元企業や業界団体等のニーズを踏まえた「オーダーメイド型教育プログラム」を開発・実証。

(取組例)

・男女共同参画センターと専門学校、社会福祉団体、ハローワーク等が連携して、女性のキャリア支援や(再)就職に必要な実践的な知識・技術等を身につけるための研修講座に必要な教育プログラムを開発するなど、女性の円滑な就職、就労後の定着を支援するための取組を実施。

特色ある教育推進のための教育カリキュラムの開発・実証

後期中等教育段階から高等教育や職業へ継続性のある教育カリキュラムの開発・実証により、円滑な移行を促進。

中核的専門人材や高度人材の養成、社会人や女性の学び直しを全国的に推進

ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ

(旧 女性研究者研究活動支援事業)

平成27年度要求・要望額 : 2,599百万円
うち優先課題推進枠要望額 : 2,599百万円
(平成26年度予算額 : 984百万円)

現状認識

- 我が国の女性研究者数は増加傾向にあるが、その割合は、諸外国と比較して、なお低い水準。特に、企業等における女性研究者の比率が低水準のまま推移。(全体:14.4%、企業等:8.1%)
- 研究者が研究活動を継続する上で、出産・育児・介護等との両立が困難。
- 研究者の業績評価に当たって、育児・介護に対する配慮が不足しているとの指摘。

研究者本人・研究者を採用・業績評価する大学・研究機関の双方にとって、研究環境のダイバーシティを推進するインセンティブが働いていない

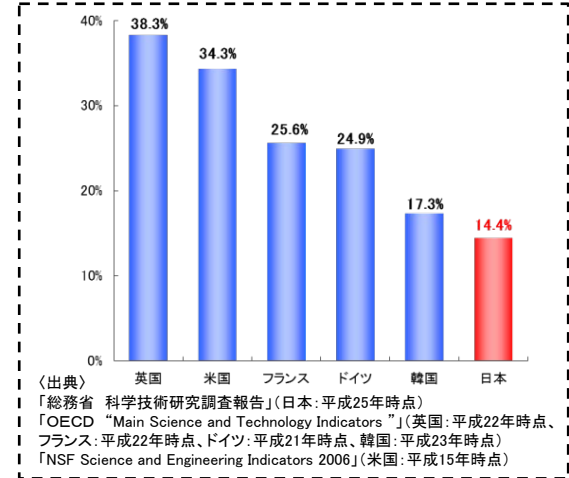
○日本再興戦略改訂2014(平成26年6月閣議決定)

2-2. 女性の活躍推進/若者・高齢者等の活躍推進/外国人材の活用

⑩キャリア教育の推進、女性研究者・女性技術者等の支援等

女性登用等に積極的に取り組む大学に対する支援、女性研究者の研究と出産・育児等の両立のためのワークライフバランス配慮型研究システム改革、女性技術者等の育成や就労環境整備等を実行する。

主要先進国における女性研究者の割合



事業概要

- 大学・研究機関におけるダイバーシティのある研究環境の実現に必要な以下の取組を推進することにより、多様な発想や経験を有する人材が主体性を持って活動し、優れた研究成果の創出やイノベーションを持続的に生み出す社会の実現を目指す。

(1) 研究と出産・育児・介護等との両立や女性研究者の研究力の向上など、研究環境のダイバーシティ実現に関する目標・計画を掲げ、優れた取組を実施する大学・研究機関を選定し重点支援。(成果を上げた機関については再指定可)

【改革の基本的方向性】

機関全体への展開・支援の柔軟化・プラットフォーム化

対象機関：大学、国立研究開発法人等

実施期間：5～6年間（うち補助期間3年間）（※法人の改革サイクルと整合）

特色ある先進的取組(特色型)

機関の中期目標等にダイバーシティ実現のための具体的な目標を設定するとともに、部局毎のきめ細やかな女性研究者支援を実現し、ライフイベント中の研究者を組織として支える取組を推進するなど、先進的な個別取組を機関全体の取組に展開する大学・研究機関を支援。

複数機関プラットフォーム形成取組(連携型)

機関毎の先進的な取組をプラットフォーム化することで他機関へ展開する大学・研究機関を支援。特に、企業等を連携機関に参画させることを条件とすることで、企業研究者が学生のロールモデルとなる効果とともに、ライフイベント中の企業研究者のキャリアパスの継続を図る。

支援メニューの具体例

大学・研究機関における体系的・組織的取組

【目標・計画の設定】

・ 研究環境のダイバーシティ実現のための目標(数値目標)、計画等の設定

【研究の継続・復帰】

- ・ ライフイベント中に、研究補助者の配置
- ・ 病児保育を含め学内保育所の設備整備・運営
- ・ 研究者夫婦の同居が可能となるよう、一方の研究者の雇用・斡旋
- ・ メンターの配置やIT環境整備によるライフイベント中の研究継続の環境整備
- ・ ライフイベント等により研究継続を断念した者の研究活動の再開促進

【支援終了後の継続性】

・ マッチングファンド方式などにより、支援終了後の自主的な継続性を担保

(2) 研究活動を主導する女性リーダーの活躍を促進するため、優れた女性リーダーの活躍が期待される研究領域に、女性PO(Program Officer)を積極登用する研究プロジェクトを創設